

(公財)岐阜県建設研究センター 求職活動等に関するルール

(公財)岐阜県建設研究センター(以下「研究センター」という。)は、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して研究センターで求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めます。

【求職者等とは】

- 求職者等
 - ・ 常勤、非常勤を問わず、研究センターの職員募集に応募する方
 - ・ 求職者以外で、以下に該当する方
 - * 研究センターの職員募集等に関連する行事等に参加する方
 - 例：企業説明、見学会への参加 等

【求職活動等とは】

- 求職者等が行う職業の選択に資する活動を指し、採用面接への参加、企業説明会・見学会、インターンシップへの参加等

1 面談等(採用面接・説明会等)実施規則

(1) 面談時間

- ・ 原則 8 時 30 分から 17 時 15 分まで
- * 早朝・夜間での面談は行いません。

(2) 面談場所・体制

- ・ 面談は、原則として、研究センター会議室等で実施し、飲食店・私的な場所での面談は行いません。
- ・ 密室となる場所での2人きりの面談は避けます。
- ・ 可能な限り複数の職員で対応するよう配慮します。

(3) 連絡手段(SNS・電話・メール等)について

ア 連絡手段

- ・ 求職活動等に関する連絡は、研究センターのメールアドレスや電話番号を使用し、私的な連絡手段は使用しません。

イ SNS 等による私的な連絡について

- ・ 職員個人のSNS等による私的連絡は行いません。
- ・ 求職者等の皆様から、職員個人のSNS等への連絡を行う必要はありません。

2 禁止行為について

- 職員は、以下の行為を行いません。
 - ・ 性的な関係を要求又は強要すること。
 - ・ 性的な事実関係を尋ねること。
 - ・ 不快に感じる性的な冗談を発言すること。
 - ・ 性的な内容の情報を意図的に流布すること。
 - ・ 必要なく身体に触ること。
 - ・ わいせつな図書・雑誌・図画又は写真を配付したり、掲示したりすること。
 - ・ 求職者等が拒絶・抗議したにもかかわらず、交際を迫ったり、食事等に執拗に誘ったり、自宅等に電話・ファックス・電子メール・手紙などで執拗に通信すること。
 - ・ その他上記いずれかに準じる性的な言動を行うこと。

3 相談コーナー(窓口)

- 万一、職員からセクシュアルハラスメント、その他これに類する行為を受けた場合には、下記の相談コーナー(窓口)までご連絡ください。

【求職者等相談窓口】

総務部 TEL:0584-81-1331

Mail URL:info@gifu.crcr.or.jp

- ◇ ご相談内容のプライバシーは厳守されます。
- ◇ 相談したことを理由として、選考上の不利益な取扱いを受けることはありません。

令和8年8月10日

(公財)岐阜県建設研究センター